

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第 14 条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

別紙 1-10、別紙 1-23、別紙 1-24、別紙 1-25 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

I	東京都江戸川区西小松川町
II	東京都江戸川区東小松川二丁目
III	東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

(4)工事予算

40,027 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 元 年 12 月 1 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,178百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,178 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 47,043 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目	から
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで

(ロ) 延長

東京都目黒区大橋二丁目	から	0.7	キロメートル
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	第2種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	60	0.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	—	—	付加車線事業

(ト)路肩の標準幅員

東京都目黒区大橋二丁目から東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	—	0.75	0.75	

(チ)付加車線の標準幅員

3.25メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
東京都目黒区大橋二丁目	から	—	メートル(土工部)
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

6,040 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,725 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,418 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))
(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から
埼玉県上尾市堤崎	まで

(ロ) 延長

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	8.0	キロメートル
埼玉県上尾市堤崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 埼玉県上尾市堤崎	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 埼玉県上尾市堤崎	から 80 まで	8.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	4車線	4車線	
埼玉県上尾市堤崎	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.50	1.75 又は 2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	— メートル(土工部)
埼玉県上尾市堤崎	まで	2.25又は3.00 メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4)工事予算

60,808 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

- ① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成 29 年 4 月 20 日
- ② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで
令和 11 年 4 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

② 工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72,567 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 69,275 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線(改築)(新京橋連結路(仮称))に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速1号線

(2) 工事の箇所

I	東京都中央区新富一丁目
II	東京都中央区銀座一丁目
III	東京都中央区八丁堀四丁目
IV	東京都中央区京橋三丁目
V	東京都中央区八重洲二丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	立体接続	新京橋連結路(仮称)

(4)工事予算

116,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

① 東京都中央区新富一丁目から東京都中央区銀座一丁目まで及び東京都中央区八重洲二丁目
令和 6 年 4 月 20 日

② 東京都中央区銀座一丁目から東京都中央区八重洲二丁目まで
令和 15 年 10 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 18 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

158,859 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 151,767 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	36,238
R1	27,141
R2	41,284
R3	41,393
R4	59,496
R5	21,977
R6	33,533
R7	86,165
R8	78,881
R9	33,520
R10	33,805
R11	24,397
R12	24,385
R13	24,385
R14	24,904
R15	24,993
R16	24,968
R17	24,943
R18	25,645
R19	26,568
R20	26,560
R21	26,539
R22	26,520
R23	26,520
R24	26,520
R25	26,520
R26	26,520
R27	26,520
R28	26,520
R29	26,520
R30	26,520
R31	26,519
R32	26,519
R33	26,519
R34	26,519
R35	26,519
R36	26,519
R37	26,519
R38	26,519
R39	26,519
R40	26,519
R41	26,519
R42	26,519
R43	26,519
R44	26,519
R45	26,519
R46	26,519
R47	26,519
R48	26,519
R49	26,519
R50	26,519
R51	26,519
R52	26,519
R53	26,519
R54	26,519
R55	26,519

(注1) 平成18年度から令和6年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

債務引受限度額	8,372
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	35,218
H29	21,718
H30	11,114
R1	16,962
R2	824
R3	432
R4	6,304
R5	10
R6	16
R7	16
R8	16
R9	1,408
R10	0
R11	0
R12	0
R13	0
R14	0
R15	306
R16	14,478
R17	14,759
R18	7,748
R19	6,836
R20	6,026
R21	5,773
R22	5,774
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0
R45	0
R46	0
R47	0
R48	0
R49	0
R50	0
R51	0
R52	0
R53	0
R54	0
R55	0

(注1) 平成18年度から令和6年度は実績値を記載している。

(注2) 令和16年度から令和22年度は、第3回首都高日本橋地下化検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。

(注3) 令和15年度から令和17年度は、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(202, 470) 204, 136	(43, 766) 44, 126	(158, 704) 160, 010	(8, 856) 8, 929	(149, 848) 151, 081
H 1 9	(203, 138) 203, 138	(43, 910) 43, 910	(159, 227) 159, 227	(8, 885) 8, 885	(150, 343) 150, 343
H 2 0	(207, 313) 192, 576	(44, 813) 41, 627	(162, 500) 150, 949	(9, 068) 8, 423	(153, 432) 142, 526
H 2 1	(203, 625) 188, 136	(34, 574) 40, 668	(169, 051) 147, 468	(8, 186) 8, 229	(160, 865) 139, 240
H 2 2	(207, 072) 189, 399	(35, 158) 32, 158	(171, 914) 157, 241	(8, 325) 7, 614	(163, 589) 149, 627
H 2 3	(197, 997) 197, 997	(33, 618) 33, 618	(164, 379) 164, 379	(7, 960) 7, 960	(156, 419) 156, 419
H 2 4	(201, 545) 201, 545	(34, 220) 34, 220	(167, 325) 167, 325	(8, 102) 8, 102	(159, 222) 159, 222
H 2 5	(203, 369) 203, 369	(34, 530) 34, 530	(168, 839) 168, 839	(8, 176) 8, 176	(160, 663) 160, 663
H 2 6	(205, 699) 203, 950	(34, 925) 34, 629	(170, 773) 169, 321	(8, 269) 8, 199	(162, 504) 161, 122
H 2 7	(198, 838) 198, 838	(33, 761) 33, 761	(165, 077) 165, 077	(7, 994) 7, 994	(157, 084) 157, 084
H 2 8	(191, 190) 203, 748	(32, 462) 34, 594	(158, 728) 169, 154	(7, 686) 8, 191	(151, 042) 160, 963
H 2 9	(202, 775) 202, 775	(34, 429) 34, 429	(168, 346) 168, 346	(8, 152) 8, 152	(160, 194) 160, 194
H 3 0	(209, 232) 209, 259	(35, 525) 35, 530	(173, 706) 173, 729	(8, 412) 8, 413	(165, 295) 165, 316
R 1	(207, 364) 207, 289	(35, 209) 35, 196	(172, 155) 172, 093	(8, 336) 8, 333	(163, 819) 163, 760
R 2	(206, 949) 175, 765	(35, 138) 29, 843	(171, 811) 145, 922	(8, 320) 7, 066	(163, 491) 138, 856
R 3	(176, 063) 183, 221	(21, 465) 22, 680	(104, 947) 110, 889	(5, 082) 5, 369	(99, 865) 105, 520
R 4	(198, 093) 202, 360	(25, 142) 25, 867	(122, 936) 126, 479	(5, 953) 6, 125	(116, 983) 120, 354
R 5	(198, 791) 202, 559	(25, 360) 26, 000	(124, 001) 127, 129	(6, 005) 6, 156	(117, 996) 120, 973
R 6	(207, 810) 207, 810	(26, 556) 26, 556	(129, 850) 129, 850	(6, 288) 6, 288	(123, 562) 123, 562
R 7	201, 541	25, 492	124, 645	6, 036	118, 609
R 8	230, 240	30, 974	151, 451	7, 334	144, 117
R 9	250, 207	34, 364	168, 028	8, 137	159, 891
R 1 0	253, 370	34, 901	170, 654	8, 264	162, 390
R 1 1	255, 659	35, 290	172, 554	8, 356	164, 198
R 1 2	256, 938	35, 507	173, 616	8, 407	165, 209
R 1 3	244, 783	33, 443	163, 524	7, 918	155, 606
R 1 4	246, 990	33, 818	165, 357	8, 007	157, 350
R 1 5	249, 456	34, 236	167, 404	8, 106	159, 298
R 1 6	251, 468	34, 578	169, 074	8, 187	160, 887
R 1 7	252, 465	34, 747	169, 902	8, 227	161, 675
R 1 8	251, 062	34, 509	168, 738	8, 171	160, 567
R 1 9	250, 048	34, 337	167, 895	8, 130	159, 765
R 2 0	248, 854	34, 134	166, 904	8, 082	158, 822
R 2 1	248, 558	34, 084	166, 658	8, 070	158, 588
R 2 2	246, 786	33, 783	165, 187	7, 999	157, 188
R 2 3	244, 618	33, 415	163, 388	7, 912	155, 476
R 2 4	242, 526	33, 060	161, 651	7, 828	153, 823
R 2 5	241, 328	32, 856	160, 657	7, 780	152, 877
R 2 6	238, 148	32, 316	158, 016	7, 652	150, 364
R 2 7	235, 828	31, 923	156, 090	7, 558	148, 532
R 2 8	233, 597	31, 544	154, 238	7, 469	146, 769
R 2 9	231, 986	31, 270	152, 900	7, 404	145, 496
R 3 0	228, 536	30, 684	150, 036	7, 265	142, 771
R 3 1	225, 876	30, 233	147, 827	7, 158	140, 669
R 3 2	223, 003	29, 745	145, 443	7, 043	138, 400
R 3 3	221, 056	29, 414	143, 827	6, 965	136, 862
R 3 4	216, 981	28, 723	140, 443	6, 801	133, 642
R 3 5	213, 896	28, 199	137, 882	6, 677	131, 205
R 3 6	210, 937	27, 696	135, 425	6, 558	128, 867
R 3 7	208, 947	27, 358	133, 773	6, 478	127, 295
R 3 8	205, 439	26, 763	130, 861	6, 337	124, 524
R 3 9	202, 763	26, 308	128, 639	6, 229	122, 410
R 4 0	199, 967	25, 834	126, 318	6, 117	120, 201
R 4 1	197, 963	25, 493	124, 654	6, 036	118, 618
R 4 2	194, 524	24, 910	121, 799	5, 898	115, 901
R 4 3	191, 489	24, 394	119, 279	5, 776	113, 503
R 4 4	188, 169	23, 831	116, 523	5, 642	110, 881
R 4 5	185, 797	23, 428	114, 554	5, 547	109, 007
R 4 6	182, 415	22, 854	111, 746	5, 411	106, 335
R 4 7	180, 000	22, 444	109, 741	5, 314	104, 427
R 4 8	177, 843	22, 077	107, 950	5, 227	102, 723
R 4 9	176, 426	21, 837	106, 773	5, 170	101, 603
R 5 0	173, 526	21, 344	104, 366	5, 054	99, 312
R 5 1	171, 254	20, 959	102, 480	4, 962	97, 518
R 5 2	168, 948	20, 567	100, 566	4, 870	95, 696
R 5 3	167, 070	20, 248	99, 006	4, 794	94, 212
R 5 4	163, 979	19, 723	96, 440	4, 670	91, 770
R 5 5	130, 277	14, 001	68, 460	3, 315	65, 145

(注) 平成18年度から令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(263,101) 267,398
H19	(268,946) 268,576
H20	(276,377) 258,876
H21	(271,335) 253,132
H22	(276,337) 255,900
H23	(264,036) 263,261
H24	(266,780) 268,517
H25	(268,770) 267,165
H26	(275,435) 270,932
H27	(274,146) 275,977
H28	(275,706) 291,021
H29	(291,089) 291,741
H30	(291,606) 290,166
R1	(290,185) 287,208
R2	(293,555) 259,435
R3	(269,891) 279,748
R4	(290,627) 297,800
R5	(294,190) 300,900
R6	(301,449) 303,663
R7	301,991
R8	317,101
R9	333,417
R10	333,339
R11	334,140
R12	334,492
R13	321,950
R14	324,763
R15	326,610
R16	328,457
R17	329,325
R18	328,394
R19	327,423
R20	326,420
R21	326,340
R22	324,477
R23	321,876
R24	319,307
R25	317,605
R26	313,917
R27	311,066
R28	308,277
R29	306,325
R30	302,762
R31	300,036
R32	297,341
R33	295,453
R34	292,014
R35	289,382
R36	286,781
R37	284,959
R38	281,642
R39	279,104
R40	276,315
R41	274,275
R42	270,800
R43	268,105
R44	265,410
R45	263,467
R46	260,146
R47	257,545
R48	254,944
R49	253,098
R50	249,868
R51	247,142
R52	244,416
R53	242,383
R54	239,057
R55	229,300

(注) 平成18年度から令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 9 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

〔1〕基本料金の額

本協定第3条に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、150円とする。

二. 適用方法

(1) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一. に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離につい

ては、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
 - b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
 - c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。
- B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びETC車以外の自動車であって、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 料金調整

(イ) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記〔1〕(二.(3)を除く。)又は記〔2〕により算出された料金の額を徴収する。

(ロ) 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第8号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に機構に届出を行うものとする。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔2〕ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にETC車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、1回の通行につき1台当たり、下表Aのとおりとする。

ただし、別添3に掲げるETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にETC車以外が進入した場合においては、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の

額とする。

なお、ただし書きにおいて、同表に掲げる料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を

行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

三. 特例措置

記〔4〕一. (2)の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記二. に定める料金の額に対して、記〔4〕一. (2)に定める割引を適用した額を料金の額とする。

〔3〕特別の措置

一. 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記〔1〕にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表の料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

[4] 基本料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、55.0km超となる場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km超	1448.88円	1773.60円	2098.32円	2828.94円	4614.90円

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の

自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード(建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。)と車載器(同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション(大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。)から川崎浮島ジャンクション(浮島出入口を含む。以下同じ。)まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで(大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション(大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。)まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表

に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から (36) の路線 (以下「神奈川地区」という。) における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目 (湾岸環八出入口又は空港中央出入口) まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1) から (23)、(26) から (30)、(37) の路線における各出入口等 (湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。) まで。	10%

(ハ) 中型車の特例

記(イ)及び記(ロ)にかかわらず、ETC車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回る事となる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

(4) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社 (以下「三会社」という。) が別に定める約款 (以下「利用約款」という。) により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

A 記(i)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年9月30日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年9月30日までの間においては、利用した出入口等に下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	20%
30,000円を超える部分	25%

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、

汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日から令和8年9月30日までの間とする。

(5) 都心流入割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表Aから下表Jまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表A

出入口等	出入口等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表B

出入口等	出入口等	料金距離
羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表C

出入口等	出入口等	料金距離
高速自動車国道第一東海自動車道及び都道首都高速3号線との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表D

出入口等	出入口等	料金距離

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び都道首都高速4号線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	14.4km
--	---	--------

表E

出入口等	出入口等	料金距離
美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.4km

表F

出入口等	出入口等	料金距離
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

表G

出入口等	出入口等	料金距離
三郷ジャンクション(三郷を含む。)、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0km

表H

出入口等	出入口等	料金距離
一般国道14号及び都道首都高速7号線との接続部、一之江、小松川、錦糸町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3km

表 I

出入口等	出入口等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5km

表 J

出入口等	出入口等	料金距離
大師	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	15.2km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年9月30日までの間とする。

(6) 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号(第三京浜道路)及び一般国道1号(横浜新道)と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号(横浜横須賀道路)と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年9月30日までの間とする。

(7) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 深夜割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。

(9) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、貸付料の支払に支障のない範囲内において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 割引相互間の適用関係

(1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔4〕に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔4〕に定める他の全ての割引を適用する。

(2) 障害者割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、E T C路線バス割引及び深夜割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（E T C路線バス割引及び大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。

(イ) 重複適用の有無

- …適用あり
- ×…適用なし
- …重複し得ない

	環境					
大口	○	大口				
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	—	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

(注) 「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「路バス」、「深夜」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、E T C路線バス割引及び深夜割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	E T C路線バス割引又は大口・多頻度割引

(4) 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一. (1)、(3)、(5)、(6)及び(8)に定める割引を適用した額(記(1)及び記(3)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法

にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額)に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔5〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和56年3月20日までとする。

〔6〕その他（乗継）

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び〔2〕に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

以 上

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びワに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

・ ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ETC」と表記する。

出入口等	料金距離 (km)
本町 (上野方向へ進行する入口に限る。)	3.7
池尻 (ETC) (入口に限る。)	6.4
永福 (高井戸方向へ進行する入口に限る。)	3.4
初台 (ETC) (入口に限る。)	6.7
外苑 (代々木方向へ進行する入口に限る。)	10.6
板橋本町 (ETC) (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	25.0
板橋本町 (ETC) (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	27.1
錦糸町 (小松川方向へ進行する入口に限る。)	7.9
錦糸町 (小松川方向から進行して流出する出口に限る。)	7.9
葛西 (浦安方向へ進行する入口に限る。)	9.8
足立入谷 (ETC) (入口に限る。)	6.3
鹿浜橋 (ETC) (加賀方向へ進行する入口に限る。)	10.3
扇大橋 (ETC) (鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。)	13.6
三溪園 (ETC) (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
新郷 (安行方向へ進行する入口に限る。)	4.9
八潮南 (ETC) (八潮方向へ進行する入口に限る。)	4.6
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	15.9
新都心 (ETC) (さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。)	2.3
新都心西 (新都心方向へ進行する入口に限る。)	4.1
浦和北 (ETC) (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	8.0
浦和北 (ETC) (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	10.1
美女人ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
美女人ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	15.9
浦安 (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)	6.4
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
岸谷生麦 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	14.5
新横浜 (ETC) (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	8.3
横浜港北 (横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)	7.1
大宮 (仮称) (入口に限る。)	4.9
宮前 (仮称) (入口に限る。)	1.2

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(改築)

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事			
(1) 路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(2) 工事の区間			
(イ) 工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
(ロ) 延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
(3) 工事方法			
(イ) 工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替え及び地下化を行い、構造全体を再整備する。
(ロ) 道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ) 設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	50、60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
摘要			
(ニ) 設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	4車線
摘要			

機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事

路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(ト)路肩の標準幅員			
桥梁高架部分			
往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	左側:1.25	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
トンネル部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
土工(掘削)部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
(チ)付加車線の標準幅員	—	—	—
(リ)中央帯の標準幅員	2.00メートル	2.00メートル	—
(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—	—
(4)工事予算	162,717百万円	43,713百万円	343,733百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日			
(イ)工事の着手年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
(ロ)工事の完成予定年月日	令和13年3月31日	令和11年3月31日	令和23年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)	176,442百万円	47,753百万円	462,389百万円
うち、助成対象基準額	173,853百万円	46,688百万円	441,717百万円
備考	東品川栈橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(修繕)

1. 工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
銀座・京橋出入口付近		
都道首都高速1号線	東京都中央区築地五丁目	東京都中央区八丁堀三丁目
池尻・三軒茶屋出入口付近		
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	東京都世田谷区太子堂二丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速2号線分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	川崎市川崎区浮島町
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(2) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
羽田トンネル付近		
都道首都高速1号線	大田区大森南五丁目	大田区東糀谷六丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区臨海町六丁目	葛飾区四つ木三丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速葛飾川口線	足立区足立一丁目	足立区入谷三丁目
都道高速足立三郷線	足立区加平一丁目	足立区神名町一丁目
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿字北田
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚字中ノ島	三郷市番匠免二丁目
横浜市区道高速1号線	横浜市区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市区道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(3) 工事内容

工事名	都道首都高速1号線等に関する先行特定更新等工事			都道首都高速1号線等に関する後行特定更新等工事	
	(銀座・京橋出入口付近) 擁壁の造り替えを実施する。	(池尻・三軒茶屋出入口付近) 床版の造り替えを実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)	(羽田トンネル付近) トンネル中床版等の造り替え及びその 他の劣化に対する構造物全体の修繕 を実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)
道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	—	第2種第2級(道路構造令)	—
延長	1.5キロメートル	1.5キロメートル	55.2キロメートル	0.3キロメートル	21.3キロメートル
設計速度	60キロメートル/時	60キロメートル/時	—	60キロメートル/時	—
設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	—	245kN(B活荷重)	—
車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	—	3.25メートル	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	—	4車線
	用地買収	4車線	—	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	—	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
付加車線の標準幅員	—	—	—	3.25メートル	—
中央帯の標準幅員	2.00メートル	—	—	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)	・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町入口(仮称) 廃止する他の道路との接続位置及び接 続の方法 ・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町出口 ・特別区道第625号線、中央区新富一丁 目、立体接続、京橋入口	—	—	—	—
工事予算	62,693百万円	71,327百万円	253,519百万円	75,548百万円	230,072百万円
債務引受限度額(消費税込み)	85,745百万円	80,488百万円	281,040百万円	114,378百万円	265,656百万円
工事の着手年月日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成26年12月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
工事の完成予定年月日	令和18年3月31日	令和10年3月31日	令和11年3月31日	令和21年3月31日	令和18年3月31日

別紙特3を次のとおり改める。

別紙特3

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	13,608
R1	22,851
R2	27,258
R3	23,299
R4	11,700
R5	12,143
R6	64,738
R7	61,701
R8	19,117
R9	111,357
R10	38,970
R11	33,724
R12	25,274
R13	21,233
R14	19,231
R15	13,133
R16	8,691
R17	138,902
R18	0
R19	0
R20	114,378

(注1) 平成26年度から令和6年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 3月 27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 寺山 徹